

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書(2)
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ 株式会社
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂9丁目7番1号
【報告義務発生日】	平成21年10月15日
【提出日】	平成21年10月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	4名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません。

【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本曹達株式会社
証券コード	4041
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京（1部）

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区赤坂9丁目7番1号
旧氏名又は名称	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社
旧住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門4-3-1

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成21年10月15日	
訂正前	【表紙】	
	【報告義務発生日】	平成21年10月20日
	【訂正事項】	
	訂正される報告書の報告義務発生日	平成21年10月20日
訂正後	【表紙】	
	【報告義務発生日】	平成21年10月15日
	【訂正事項】	
	訂正される報告書の報告義務発生日	平成21年10月15日
訂正事項	<p>(1). 平成21年10月21日に提出した訂正報告書について、表紙において、訂正される報告書の報告義務発生日が平成21年10月20日となっていたのを平成21年10月15日に訂正。</p> <p>(2). 平成21年10月21日に提出した訂正報告書について、訂正事項において報告書の報告義務発生日が平成21年10月20日となっていたのを平成21年10月15日に訂正。</p>	